

今後、消費者保護基本法の見直しを進めていくことになると思いますが、その中の重要テーマの1つは、内部通報者制度の構築だと思っております(その他、クラスアクション制度の導入が民事ルールの実効性を高めていく上で欠かせないとも感じております)。

内部通報者制度に関しては、消費者行政・消費者保護という観点から、消費者に影響のある不正行為や問題行為に関して内部通報した労働者の保護ということが主題になるかもしれませんが、その際、余り縦割行政的な発想から制度の構築を考えるべきではないと思っています。具体的には、英国の1998年公益情報開示法のように、消費者問題に限定されない広範な通報者保護制度の構築を望んでいます。たとえば、消費者保護に反する行為、安全衛生を脅かすような行為、その他、関係法令上の問題行為、正義の実現を阻害する行為、環境汚染につながる行為、これらの問題行為に関する情報を意図的に抹殺しようとする行為などを通報した者を保護する包括的な法律を作るべきだと思います。当然、それは公務員のみならず、民間で働く人々をも対象にすべきだと考えます。

あえて、消費者保護基本法という観点から、これらの広範な問題を取り込むとすれば、「消費者」という概念をより広く捉え直し、「生活者」としてみてもどうでしょうか(法律上の言葉は消費者であっても構いません)。たとえば、環境に対する汚染行為は、生活者にとって望ましいものではありませんし、また組織内の不正な経理処理も税の公平な負担を歪めるもので、生活者にとって決して望ましいものではありません。生活者の利益(公益)を考え、善意に基づいて、しかも一定の手順に従って、問題行為を通報した場合、これを保護するとすれば、かなり包括的な制度になると思います。

このような包括的な内部通報者制度を考えず、狭い意味での消費者問題に限定した制度を作れば、結局、アメリカ型の(監立型の)内部告発者保護関係法令群を日本も作るようになってしまおうと考えます(他の省庁も自己の守備範囲に関係する内部通報者制度を作り、結局、全体としては複雑なシステムを作ってしまうと考えます)。これは決して望ましい方向とは思えませんので(利用者からすると非常に分かりにくい)、是非とも包括的な内部通報者制度の構築を目指して戴ければと願っております。

2002/5/29

麗澤大学

高 巖